

=私たちの活動 4つの柱=  
 \*制度化と指導員の身分保障  
 \*専門性と仕事の確立  
 \*父母と共に学童保育運動の発展  
 \*全国の指導員との団結と連帯

# 見福法の施設位置づけを求めていく 基準の参酌化、影響あらわ 拡大幹事会を開催

全国学童保育部会は、2月21日にオンラインによる拡大幹事会を開催し、15支部・分会、53人が参加、国・自治体に向けた運動や春闘、組織拡大など、重点課題について討論しました。

昨年4月から、国が定めた基準が参酌化されたことの影響が早くも出ています。

厚労省調査では、資格者の配置人数を減らす傾向が顕著に現れています。前年度に比べて、支援員を3〜5人配置している所が軒並み減り、0〜2人配置のところが増えていきます。

指定管理者制度、企業参入が進行している状況と併せて、学童保育の質が危機的状況にあると言えます。



顔が分かるように、大きく掲載してみました。わかるかな？



松本分会の拡大チラシ（川崎、本、鳥栖など）、運営者側へ要求を伝え、改善につなげていくこと（所沢、町田など）が、

（川崎、本、鳥栖など）、自治体交渉で処遇改善増額や独自加算を獲得したこと（函館、静岡、愛知など）、アンケート活動の展開や学習会などの開催を進めてきたこと

こうした情勢を踏まえ、部会役員から、現行制度の中で早期に着手すべき改善策と、児童福祉法の施設に位置付けるための運動展開をすすめていくこと、その内容について全国討議をかけていくことを提案しました。

## 厳しい状況 乗り越え、前進

各支部の発言では、議員要請で実態をしっかりと訴えたこと（新座、群馬、姫路、徳島、福岡な

報告されました。その後、児童福祉法に位置付けることの意味を深め合いました。地域の実情に応じた制度での不安定な実態、保護者からの安全・衛生に対する不安の声など現状を出し合うとともに、「施設の位置づけになるとどうなるのか」という学習の必要性、指定管理者制度とのかかわりなど、意見が出されました。

「学童保育に必要な基準」を全国で議論を進めましょう。